

# 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 株式会社 J Aエコパル一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、地域に貢献する企業となるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

## 2. 内 容

目 標 1 : 令和12年3月31日までに、従業員の一月当たりの所定外労働時間を平均10時間以内とする。(次世代、女活②)

### <取組内容>

・令和7年4月～

前年度の所定外労働時間の発生状況及び削減方針について、課内会議等により全従業員への周知を図る。(毎年1回実施)

・令和7年5月～

事業検討会において、所定外労働時間の発生状況を報告し、所定外労働の削減に向けて検討する。(毎月1回実施)

目 標 2 : 令和12年3月31日までに、女性従業員の育児休業取得率を90%以上、男性従業員の育児休業取得率を30%以上とする。(次世代、女活②)

### <取組内容>

・令和7年4月～

育児休業に関する相談窓口を設置し、従業員への周知を図る。

・令和7年5月～

育児休業取得に関する制度や支援の方法等について研修を行う。(毎年1回実施)

出産予定者の従業員及び配偶者が出産した男性従業員を対象として、上司から育児休業取得を進めるとともに、部署全体の業務配分について見直しを実施する。